市有財産(旧福井市南部学校給食センター)一般競争入札募集要領

1 一般競争入札に付する物件(建物付土地)

(1)物件の詳細

土地(北側)

所 在 地 番:福井市上莇生田町16字深町1番2 外12筆

地 目:宅地

地 積:(登記)2,661.33㎡

(実測)2,661.33㎡

土地(南側)

所 在 地 番:福井市上河北町1字鍵田15番3 外13筆

地 目:雑種地

地 積:(登記)1,555㎡

(実測) 1,562.40㎡

建物

所 在:福井市上莇生田町16字深町1番2

種類:倉庫

構 造:鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建

床 面 積:1,949.66㎡

建 築 年 月:昭和59年3月

工作物一式

詳細は別表のとおり

(2)物件の最低売却価格

35,113,159円

内訳 土地 22,713,159円

建物 12,400,000円

詳細については、物件調書を御覧ください。

2 物件の利用等の条件

- (1)物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年第122 号)第2条に規定する業務の用途に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはいけません。
- (2)物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(以下「暴力団」という。)の事務所の用途に供し、又はその用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはいけません。
- (3)前2号に定める制限事項及び契約書に定める義務を履行しない場合、契約を解除することがあります。

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者は、入札に参加することができません。

- (1)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて て復権を得ない者
- (2)次のいずれかに該当する者でそれぞれに規定する事実があった日から2年を経過 しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札の代理人として使 用する者
 - ア 本市の競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を 害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 本市の競争入札における落札者に対して本市との契約の締結を妨げた者又は 本市との契約を締結した者に対して当該契約の履行を妨げた者
 - ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項に規定する監督 又は検査の実施に当たり本市の職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく本市との契約を履行しなかった者
 - オ アから工までのいずれかに該当する者を本市との契約の締結又は履行に当た り代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。) 暴力団又は次のいずれかに該当する者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所の代表者、団体である場合はその代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以

下同じ。)が、暴力団又は暴力団員である者

- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与 するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与し ている者
- エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしている者
- オ 役員等が暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4)地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する本 市の職員

4 入札の参加申込みに関する事項

- (1)入札の参加を希望する者には、次に掲げる書類を交付します。
 - ア 一般競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)
 - イ 市有財産(旧福井市南部学校給食センター)一般競争入札募集要領(本要領)
- (2) 交付の期間

公告の日から令和7年11月27日(木)までとします。ただし、福井市の休日を定める条例(平成元年福井市条例第48号)第1条に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除きます。

(3)交付の時間

午前8時30分から午後5時までとします。ただし午後0時から午後1時までを除きます。

(4)交付の場所

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所本館4階

福井市財政部施設活用推進課

電話 0776-20-5275

(5)申込みに必要な書類

申込みの際は、下記の書類を提出すること。証明書は全て原本で、発行後3ヵ月以内のものとします。

- ア 申込書(入札保証金の領収済通知書の写しを貼付)
- イ 個人にあっては、身分証明書、住民票及び印鑑登録証明書

ウ 法人にあっては、法人登記簿(現在事項全部証明書) 印鑑証明書及び役員一 覧

(6)共有名義による申込み

2人以上の共有名義による申込み(以下「共有名義申込み」という。)をする場合は、全員の連名で申込みをしてください。この場合において、連名の者全員が本要領第3項に掲げる参加資格を満たしていなければなりません。また前号に定める申込みに必要な書類のうち、イ及びウについては全員分を提出しなければなりません。

なお、共有名義申込の場合、共有者の中から代表者(以下「申込代表者」という。) を1人選任し、入札及びこれに附帯する一切の行為を申込代表者に代表させるもの とします。

また、落札した場合には、申込書に記載された共有持分割合で売買契約及び所有権移転登記します。

(7)申込みの方法

持参のみとします。

(8)申込みの期間

令和7年11月20日(木)から同月27日(木)までとします。ただし、市の休日を除きます。

(9)申込みの時間

午前8時30分から午後5時までとします。ただし午後0時から午後1時までを除きます。

(10) 申込みの場所

福井市大手3丁目10番1号

福井市役所本館4階

福井市財政部施設活用推進課

電話 0776-20-5275

(11)申込みにあたっての留意事項

落札後の売買契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。 また、申込書等入札参加申込者から提出された書類は返却しません。

5 入札参加資格の確認

(1)入札参加の資格の確認後、入札参加申込者に、一般競争入札参加資格確認通知書 により入札参加の資格の有無を通知します。 (2)入札参加資格を有すると確認された者が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、本要領第3項各号に掲げる者のいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書等に虚偽の記載をしたことが明らかになったときも、当該入札に参加することができません。

6 入札保証金

(1)納付

入札をしようとする者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5 以上の額に相当する金額を指定する納付書にて納付しなければなりません。

(2)還付

- ア 入札保証金は、落札者を除き、入札の終了後、入札保証金還付請求書の提出を 受けて還付します。
- イ 落札者の入札保証金は、契約保証金の全部又は一部に充当します。
- ウ 入札保証金には、利息を付しません。

7 入札及び開札執行の場所及び日時

- (1)場所 福井市大手3丁目10番1号 福井市役所別館中2階入札室
- (2)日時 令和7年11月28日(金) 午前10時05分
- (3)開札 入札の締切後、直ちに開札します。

8 入札日に持参するもの

- (1)入札参加資格確認通知書
- (2)入札書
- (3)委任状(代理人が入札する場合)
- (4)印鑑(申込者本人又は申込代表者本人が入札する場合は、申込書に押印した印鑑。 代理人が入札する場合は、代理人が委任状に押印した印鑑)
- (5)本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、旅券等)
- (6)筆記用具
- (7)入札保証金還付請求書

9 入札における注意事項

- (1) 入札をしようとする本人及び入札をしようとする者から委任を受けた代理人の みが入札に参加できます。代理人が入札に参加する場合は、入札をしようとする者 の委任状を入札前に提出しなければなりません。
- (2)入札書には、入札金額及び入札をしようとする者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)を記入のうえ、押印してください。
- (3)代理人が入札をする場合は、入札書に入札をしようとする者の住所及び氏名を記入するとともに、代理人の住所及び氏名を記入のうえ、押印してください。代理人印については、委任状に押印した印鑑を押印してください。
- (4)入札金額は、物件の価格の総額を算用数字で明確に記入してください。
- (5)入札後、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- (6)契約金額は、入札金額に次の式で算出される建物分の消費税及び地方消費税相当額(1円未満切捨て)を加えた額とします。

算出式

(入札金額)×(12,400,000)/(35,113,159)×(10/100)

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者又は入札保証金が不足する者 のした入札
- (3) 同一事項に対して同一の者が2以上の入札をした入札
- (4)入札をした者が他人の代理人を兼ね、又は代理人が2以上の者の代理をした者の 入札
- (5)総額で入札すべき入札価格を単価で記入した者の入札
- (6)入札に関し、不正の行為があった者の入札
- (7)郵便、ファクシミリ又は電子メールによる入札
- (8) 入札金額その他必要事項の記入及び押印のない入札
- (9)入札金額を訂正した入札
- (10)記載事項の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11)最低売却価格に達しない価格が記入された入札

11 落札者の決定

落札者は、市の最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者とします。ただし、当該最高の価格で入札をした者が2以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、同価格で入札をした者は、くじ引きを辞退することはできません。

12 売買契約の締結及び売買代金の納付方法

- (1)売買契約の締結等
 - ア 落札者は、令和7年12月5日(金)までに契約を締結しなければなりません。
 - イ 売買契約書に貼る収入印紙は、落札者の負担とします。
 - ウ 落札者が契約を締結しない場合は、落札は無効とし、入札保証金は市に帰属します。
 - エ 落札者は、契約締結と同時に売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。
 - オ 落札者が契約を履行しない場合は、契約保証金は市に帰属します。
 - カ 契約保証金には、利息を付しません。

(2) 売買代金の納付方法

- ア 落札者に市指定の納付書を交付します。落札者は、売買代金から契約保証金を 除いた金額を一括して、納入通知書の交付を受けた日から30日以内に納付しな ければなりません。
- イ 売買代金から契約保証金を除いた金額を完納した場合、契約保証金を売買代金 に充当します。

13 所有権の移転等

- (1)売買代金を完納した時に所有権が移転し、同時に売却物件を現状有姿で引き渡します。
- (2) 土地及び建物の所有権移転登記は、市が行います。
- (3)所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

14 契約不適合責任

落札者は、民法(明治29年法律第89号) 商法(明治32年法律第48号)及びこの契約書の他の規定にかかわらず、引き渡された売却物件について種類、品質(地下埋

設物や土壌汚染等の隠れたものを含む。)又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完請求、代金減免の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできません。ただし、落札者が消費者契約法(平成12年法律第61号)第2条第1項に規定する消費者である場合にあっては、売却物件の引渡しの日から2年間は、この限りではありません。

15 質問書の受付及び回答

質問は、「質問書」に必要事項を記載の上、福井市財政部施設活用推進課へ電子メール 又は FAX で送付してください。

(1)受付期間 令和7年11月10日(月)から同月14日(金)午後5時まで

電子メール: sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp

FAX: 0776-20-5778

(2)回答方法 令和7年11月20日(木)までに回答を質問者全員に電子メール 又はFAXで送付します。

16 現地見学会の実施

現地見学会を下記のとおり開催いたします。本見学会への参加は、入札の参加要件ではありませんが、参加されない場合でも、現状を了解した上で入札に参加したものとみなし、落札後、物件に関する苦情等は受け付けません。

なお、敷地外からの物件確認に際して、周辺住民の迷惑になる行為は慎んでください。

- (1) 実施場所 福井市上莇生田町16字深町1番2旧福井市南部学校給食センター
- (2) 実施日時 令和7年11月10日(月)午後1時30分から午後3時まで
- (3)参加申込 令和7年11月7日(金)正午までに、氏名及び連絡先を記載し、 電子メール又は FAX で現地見学会参加申込希望と明記して送付し てください。

電子メール:sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp

FAX: 0776-20-5778

17 留意事項

- (1) 本物件は、建物付土地の一般競争入札です。
- (2)物件調書は入札参加申込者が現地を確認するための参考資料ですので、申込み前

に必ず参加者自身で現地及び周辺状況を確認してください。なお、物件調書と現状が異なる場合には現状を優先します。

- (3) 売却物件は、建物、物置、工作物、配管等の地下埋設物、その他物件に存するもの全てを含め、現状有姿のまま売却します。
- (4)売却物件には雑草等がありますが、市は、除去及び伐採、費用負担等は一切対応 しません。必要となる場合は落札者が行ってください。また、ごみ、ガラ及び砕石 等の除去についても同様とします。
- (5)売却物件の敷地境界には境界標を設置しています。
- (6)南側土地東側にある隣地の塀と対象地の間に、民地が1筆あり、舗装されていません。
- (7)地質調査、地耐力調査、土壌汚染調査、地下埋設物調査は実施していません。
- (8) 地盤改良等が必要となる場合は、落札者の負担とします。
- (9)近隣自治会等の関係者から土地利用等について落札者に要望が出された場合、市 は落札者と相手方との調整、交渉、手続き及び費用負担等は一切行いません。落札 者が自らの責任と負担において相手方と協議してください。
- (10)供給処理施設の配管の位置等の詳細については、各供給機関に確認してください。
- (11)売却物件は市街化調整区域内にあり、建物等の使用等については都市計画法に基づく制限があります。制限の詳細や必要な手続については、事前に都市計画課 (20-5450)にお問合せください。
- (12)売却物件を増築、改築若しくは用途変更し、又は建築物を新築する場合は、建築基準法等に適合させる必要があります。制限の詳細や必要な手続については、事前に建築指導課(20-5574)にお問合せください。
- (13)売却物件については集落排水施設区域内です。排水施設使用を希望する場合は、 事前に工事内容や必要な手続きも含めて、上下水道サービス課(20-5632)までご 相談ください。なお、受益者負担金が発生します。
- (14)上記以外の土地の利用制限等については、関係機関に確認してください。

18 その他

本要領に定めるもののほか、この入札に関し必要な事項は、福井市財務会計規則(昭和39年福井市規則第11号)の定めるところによるものとします。

別表:土地(北側)一覧

所在地番	地目	登記地積(m²)	実測地積(㎡)
福井市上莇生田町16字深町1番2	宅地	441.45	441.45
福井市上莇生田町16字深町2番2	宅地	194.44	194.44
福井市上莇生田町16字深町3番2	宅地	19.99	19.99
福井市上莇生田町16字深町13番	宅地	5 . 4 8	5 . 4 8
福井市上莇生田町17字油田28番2	宅地	353.40	353.40
福井市上莇生田町17字油田29番2	宅地	603.36	603.36
福井市上莇生田町17字油田30番2	宅地	193.22	193.22
福井市上莇生田町17字油田31番2	宅地	202.59	202.59
福井市上莇生田町17字油田32番2	宅地	202.56	202.56
福井市上莇生田町17字油田33番2	宅地	193.16	193.16
福井市上莇生田町17字油田34番2	宅地	193.13	193.13
福井市上莇生田町17字油田35番	宅地	16.22	16.22
福井市上莇生田町17字油田36番	宅地	42.33	42.33

別表:土地(南側)一覧

所在地番	地目	登記地積(m²)	実測地積(㎡)
福井市上河北町1字鍵田15番3	雑種地	4 9	49.18
福井市上河北町1字鍵田16番4	雑種地	1 1 3	113.45
福井市上河北町1字鍵田17番3	雑種地	1 1 7	117.67
福井市上河北町1字鍵田18番3	雑種地	1 1 9	119.31
福井市上河北町1字鍵田19番3	雑種地	1 2 0	120.71
福井市上河北町1字鍵田20番3	雑種地	1 1 0	110.98
福井市上河北町1字鍵田21番3	雑種地	1 1 6	116.60
福井市上河北町1字鍵田22番3	雑種地	1 1 4	114.41
福井市上河北町1字鍵田23番3	雑種地	1 1 7	117.46
福井市上河北町1字鍵田24番3	雑種地	1 1 6	116.59
福井市上河北町1字鍵田25番3	雑種地	1 1 7	117.95
福井市上河北町1字鍵田26番3	雑種地	1 2 0	120.28
福井市上河北町1字鍵田27番3	雑種地	1 1 4	114.81
福井市上河北町1字鍵田28番3	雑種地	1 1 3	113.00

別表:工作物一覧

名称	規格等	規格の根拠	数量 (総数)
フェンス	北側敷地 H1.2m×L 約 200m 南側敷地 H0.9m×L 約 120m	実測値	1 式
物置	W3.0m × D2.0m × H2.5m	実測値	1式
物入	W5.0m × D2.0m × H3.0m	実測値	1 式
橋	W2.0m × D4.5m	実測値	1 式
プロパンガス庫	W8.3m × D4.1m × H3.1m	設計値	1 式
自転車置き場	鉄骨 波板 W5.0m×D2.5m×H2.1m	設計値	1 式
地下タンク(油槽)	W6.4m 直径 1.5m	設計値	1 式
水槽	W7.80m × D3.4m × H2.5m	設計値	1式
ポンプ室	W4.95m × D4.15m × H2.5m	設計値	1式
機械室	W5.5m × D3.5m × H2.5m	設計値	1基
地下浄化槽(防火水槽)	元浄化槽し尿、厨房排水 W21.20m×D9.95m×H5.05m	設計値	1 基